

令和 8 年度高野町会計年度任用職員の募集について

令和 8 年 1 0 月 1 9 日から任用 申込締切 R8.10.9

1、会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき職員の補助として 1 会計年度内を任期として任用されます。採用されると一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。高野町では、会計年度任用職員として働きたいという方を募集しています。意欲・興味のある方からのお申し込みをお待ちしています。

2、職種区分、募集人員、職務内容、受験資格

職種	募集人員	職務内容	受験資格	所属
一般行政職	1～2 名	高野山総合診療所での介護助手業務	経験者	高野山総合診療所

◎地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 高野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3、勤務条件

任用期間	令和 8 年 10 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分うち所定の勤務時間（週 37 時間 30 分以内） 休憩時間 正午～午後 1 時 職種により、始業時間及び終業時間が異なる場合があります。
勤務日数	職種によって異なります。※勤務条件一覧表のとおり
休日	週休日 土曜日及び日曜日 休日 国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 職種によっては、週休日、休日が勤務日となることがあります。
報酬	※勤務条件一覧表のとおり 給料の基礎額は行政給料表の職種、職歴に応じて決定し、報酬額は基礎額に基づき勤務時間によって決定します。
手当等	条例等の定めるところにより時間外勤務報酬、通勤費、期末勤勉手当（条件を満たした人）等が支給されます。
休暇	任用期間、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与します。
社会保険	加入条件を満たす場合は適用となります。

雇用保険	加入要件を満たす場合は適用となります。
労災保険	労働災害補償保険又は公務災害補償制度にいずれかが適用されます。

職種		勤務日数 (1 週間当 たり)	変則勤務等	報酬額 (時間額)
一般 行政職	介護助手	5 日以内	一部職場であり	1,405 円

※報酬の支給について

週 5 日勤務の場合は、月額支給、週 5 日未満の場合は、日額支給、週によって勤務時間等が変動する場合は、時間給での支払いとなります。

4、試験の方法及び内容

方法	試験の内容
選考または面接試験	面接試験の場合は個人面接

5、申込の方法等

「高野町会計年度任用職員任用申込書」を提出してください。下記窓口でお渡しします。

(1) 受付の場所 高野山総合診療所 〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町高野山 631 番地

6、申込締切 令和 8 年 10 月 9 日（金）まで 午前 8 時半～午後 5 時 土・日・祝を除く

7、試験日程等について

面接試験を実施する場合は日程について、申込者に通知いたします。

高野山総合診療所会計年度任用職員募集に関する問い合わせ（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）
高野山総合診療所 事務所人事担当 電話 0736-56-.2911